

プログラム参加規約

この参加規約（以下「本規約」といいます。）は、つくば市からの委託を受けて株式会社サムライインキュベート（以下「サムライ」といいます。）が運営するプログラム（以下「本プログラム」といいます。）への参加に際して、遵守していただく事項を定めています。本プログラムに応募することにより、本規約および募集要項に同意したものとみなされます。

本規約をご確認いただき必要事項をご記入のうえ、応募フォームよりご応募ください。

<対象となるプログラム>

プログラム名：つくばスタートアップインキュベーションプログラム

実施期間：2021年8月17日～2022年3月18日

事業実施者：つくば市

事業受託者：株式会社サムライインキュベート

1. 定義

- (1) 「応募者」とは、本規約に同意して本プログラムに応募した法人または個人をいいます。
- (2) 「参加者」とは、本規約に同意して本プログラムに応募し、サムライが審査し、つくば市が参加を認め採択された法人または個人をいいます。
- (3) 「アイデア」とは、参加者が本プログラムにおいて考案・作成した一切の提出物（媒体を問わず、文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、ソフトウェアおよびプロトタイピングしたハードウェアならびに本プログラムにおけるプレゼン内容を含みこれに限定されません。）で、本プログラム実施期間中に提出するものをいいます。
- (4) 「事業パートナー候補」とは、本プログラムにおける参加者のアイデアの実現可能性を検討し、事業化のための開発を共同で実施する候補となる団体・企業をいいます。
- (5) 「チームメンバー候補」とは、本プログラムにおける参加者のアイデアの実現可能性を検討し、参加者と共同してアイデアの事業化を実行する候補となる個人をいいます。
- (6) 「投資家候補」とは、本プログラムにおける参加者のアイデアの実現可能性を検討し、投資検討を行う候補となる投資家をいいます。

2. 本プログラムの目的

本プログラムは、つくば市のビジョン実現のための一つの取組として、技術力とアイデアに優れたテクノロジー系スタートアップや社会実装したい技術を持つ有望な起業希望者を対象に、メンターとなる者からの短期集中支援を通じて、日本のリーディングカンパニーとなるスタートアップへと急成長する機会を提供することを目的としたものです。ただし、つくば市およびサムライは、本プログラムにおける参加者のアイデアすべてについて事業化を検討し、また事業化する義務を負うものではありません。

3. アイデアに含まれる知的財産権について

アイデアに含まれる知的財産権については、以下に定めるとおりとします。

- (1) アイデアに含まれる著作物、特許、実用新案、意匠、ノウハウ等の一切の知的財産権（参加者の知的財産権および本プログラムで新たに生じた知的財産権を含みます。）は参加者に留保されるものとします。
- (2) 本プログラムにおいて新たに生じた知的財産権の帰属については参加者に帰属するものとします。
- (3) (1)にかかわらず、参加者はサムライの事前の承諾なしにサムライの提供した素材、商標および商号が含まれる状態でアイデアを第三者に開示（インターネット上での開示を含みます。）してはなりません。

4. アイデアの事業化について

- (1) 参加者は、事業パートナー候補から事業化の申し入れがあった場合には、アイデアの事業化に必要なライセンスの付与および必要な情報の開示等事業パートナー候補から申し入れのあった事項について誠意をもって対応するものとします。
- (2) 参加者と事業パートナー候補とは、アイデアの事業化を行う場合、必要な使用許諾、実施許諾、実証実験および開発に関する契約を別途締結するものとします。
- (3) サムライがアイデアの事業化推進のためにコンサルティングを実施する場合であっても、サムライが事業化のための実証実験または開発の主体となるものではありません。
- (4) つくば市およびサムライは、アイデアの事業化の実現について保証しません。

5. 宣伝について

つくば市およびサムライは、アイデアの概要や本プログラムの様子（記録写

真・映像)を、広告宣伝または研究目的のために、ウェブサイト(SNSを含む。)やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載することができるものとします。ただし、宣伝販促物を構成するアイデアの概要および写真等について権利を有する参加者から事前に協議の申し入れを受けた場合には、掲載内容について当該参加者と協議するものとします。

6. 機密情報について

- (1) 本規約において機密情報とは、本プログラムの応募時点から、つくば市およびサムライによる選考が完了し、選考結果が応募者に通知されるまでの期間、選考を目的として、情報の開示を行う者(以下「情報開示者」という。)から開示を受ける者(以下「情報受領者」という。)へ開示される技術資料、図面、その他関係資料等の有体物(電子メール等の電子媒体・磁気媒体を含む。)により開示される情報をいいます。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本規約における機密情報として取り扱わないものとします。
 - ① 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
 - ② 開示を受けた時点で、情報受領者が守秘義務を負うことなく既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後、情報受領者の責によらず公知となった情報
 - ④ 情報受領者が開示者以外の第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ⑤ 情報受領者が開示を受けた情報によらずして独自に開発した情報

7. 機密保持義務及び機密情報の取扱いについて

- (1) 情報受領者は、本プログラム実施の目的においてのみ機密情報を利用します。
- (2) 応募にあたってご提供いただいた機密情報は、応募者の事前の承諾がない限り本プログラム実施のために必要な、つくば市、サムライ、外部審査員および事業パートナー候補、チームメンバー候補、投資家候補(以下「つくば市およびサムライ等」という。)の範囲で利用します。
- (3) 機密情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)
 - ① 応募者の審査・選考のため
 - ② 採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
 - ③ 機密情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成のため

④つくば市およびサムライ等からの支援情報提供のため

- (4) 情報受領者は、事前の書面による情報開示者の承諾を得ることなく機密情報をいかなる第三者に対しても、開示または漏洩しないものとします。ただし、法令の定めや法令に基づく官公庁の権限の行使により機密情報の開示を行う必要が生じた場合、受領者は必要最小限の範囲で開示することができるものとします。その場合受領者は、開示前または開示後速やかに開示者にその旨を通知するものとし、機密情報の秘密が保持されるよう合理的な努力をするものとします。
- (5) 情報受領者は、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するものとします。
- (6) 情報受領者は、機密情報について、当該機密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員（以下「従業員等」という。）のみに開示するものとし、従業員等に対して本規約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課すものとし、従業員等の機密情報の取扱いに責任を持つものとします。
- (7) 情報受領者は、退職した従業員等にも本規約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課するものとします。
- (8) 情報受領者は、情報開示者の事前の書面の承諾を得ることなく機密情報を複製しないものとします。
- (9) 本規約に基づき情報開示者が情報受領者に対して開示する機密情報にかかる著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウ等の一切の権利は情報開示者に帰属するものであり、本規約に基づき情報受領者に対して何らの権利を移転し、または本規約に定める以外の利用を許諾するものではありません。
- (10) 情報受領者は、本プログラムが終了した場合または情報開示者より要求があった場合、機密情報及びその複製物を直ちに返還または破棄し、破棄した場合には、情報開示者に通知するものとします。
- (11) 情報受領者は、情報開示者より開示された機密情報に基づいて発明、考案または意匠の創作（以下「発明等」という。）をなし、これを出願しようとするときは、事前に情報開示者にその旨を通知するものとします。この場合、双方協議のうえ、当該発明等の帰属または持分等について決定するものとします。

8. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本プログラム応募の際に登録した個人情報は、サムライが取得および管理するものとします。サムライの個人情報の取扱いについては、「プライバシーポリシー」(<https://www.samurai-incubate.asia/privacy-policy/>)

に定めますのでご確認ください。

(2) 応募者および参加者は、自己の個人情報を以下に定める態様で提供することについて事前に同意するものとします。

提供される場面	提供先	提供される項目	提供先第三者の利用目的
本プログラムの準備（採択前）	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市 ・サムライ ・事業パートナー候補 ※つくば市およびサムライ以外は特に必要な場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先企業 ・所属 ・氏名 ・メールアドレス ・電話番号 ・事業内容 ・その他、本プログラム申込画面にて登録した内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・本プログラム準備における応募者の確認および参加承認のための審査をするため ・応募者に対する事前連絡事項の通知その他本プログラム準備に必要な範囲で応募者に連絡を取るため
本プログラムの運営（採択後）	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市 ・サムライ ・事業パートナー候補 ・チームメンバー候補 ・投資家候補 ※つくば市およびサムライ以外は特に必要な場合に限る。	「本プログラムの準備」の場面で提供していなかった上記欄記載項目の情報およびプログラム実施会場でサムライが取得し、サムライが本プログラム運営のために必要と判断する参加者の個人情報（アイデア内容を含みます。）	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の確認 ・本プログラムにおける審査 ・上記のほか、本プログラム運営のため

(3) 本プログラムの結果、参加者のアイデアが事業パートナー候補により事業化される場合、当該事業化のために必要な参加者の個人情報の取得およびその取扱いについては事業パートナー候補と参加者との間にて締結さ

れる契約等により定めるものとします。サムライは当該契約等の内容について一切関与しないものとします。

9. 規則・指示等の遵守について

- (1) 応募者は、本プログラムへの応募にあたっては参加規約を遵守するとともに、本プログラム中は、つくば市およびサムライが適宜行う指示等に従うものとします。
- (2) つくば市またはサムライは、参加者が指示等に従わない場合や他の参加者に迷惑を及ぼす行為をする場合等、本プログラムの運営に支障が生じると判断したときには、当該参加者に対し、本プログラムへの参加を差し止めることができるものとします。なお、これにより参加者等に損害や不利益等が生じた場合であっても、つくば市およびサムライは何らの責任を負わないものとします。
- (3) 応募者は、応募する技術について第三者の権利を侵害するものではないことを保証するものとします。
- (4) 参加者は、本プログラムが行われる施設（以下「本施設」といいます。）の設備、機械、装置、工具等の利用について、本施設の管理者およびつくば市の指示等に従うこととします。参加者が、故意または過失により本施設の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。
- (5) つくば市およびサムライは、法律に別段の定めがある場合を除き、名目の如何を問わず、応募者または参加者が本プログラムへ応募または参加した結果、応募者または参加者に生じた損害や不利益等について、何らの責任を負わないものとします。

10. 参加者による本プログラムの内容等の公開について

参加者は本プログラムのメンタリング内容やサムライからの情報提供資料を除き実施の事実についてのみ、広告宣伝のためにウェブサイト（SNSを含む。）、チラシやパンフレット等の宣伝販促物に掲載することができ、本プログラムの内容について第三者に公開することはできないものとします。

11. 責任

- (1) 応募者が本プログラムへの応募または参加に伴い損害を被った場合、当該損害（直接かつ通常の損害に限定され、弁護士費用を含みません。）が生じた原因が、つくば市またはサムライの故意または重過失によるものである場合は、つくば市またはサムライは当該損害を賠償するものとし、つ

くば市またはサムライは本項に定める以外の責任を負わないものとします。

- (2) 応募者が、本プログラムへの応募または参加に際し、つくば市またはサムライに損害を与えた場合、応募者はその損害を賠償するものとします。また、応募者が本規約に違反したことにより第三者との間で生じたクレーム・紛争については、応募者と当該第三者との間で処理・解決するものとし、つくば市およびサムライに対し、一切迷惑をかけないこととします。

12. 誠実協議

本規約の解釈に関する疑義が生じた場合は、つくば市、サムライおよび応募者の間で誠意をもって協議し解決するものとします。

以上